

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

東京大学消費生活協同組合

東大生協の職員が、その個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り将来に亘って働き続けられるための就労環境の整備と改善を行うため、また、女性職員が生き生きと活躍できる環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、 計画期間

令和5年(2023年)1月1日～ 令和7年(2025年)12月31日

2、 内容

目標1： 課長級(店長以上)に占める女性の比率を20%以上とする。

<取組内容>

令和5年1月～

経営層や店長を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施。

令和6年1月～

店長候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施継続する。

目標2： 男女ともに、育児休業取得率を90%以上とする。

<取組内容>

令和5年1月～

育児休業制度について、店長に対して啓発をおこない、職場全体で制度の理解を深め、取得しやすい環境を整える。

令和6年1月～

継続する。